

那珂市子ども・子育て支援関連事業報告書

新型コロナウイルス感染症関連事業

市の独自支援事業等の進捗状況について

○子育て世帯への臨時特別給付金

【事業概要】

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（国）として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組として児童手当を受給する世帯に対し給付金（対象児童1人につき1万円）を支給する。

【申請期間】

令和2年5月28日 ～ 令和2年9月30日

【進捗状況・実績等】

給付者数 6,632人、総給付額 66,320,000円（10月31日現在）

※公務員世帯を除いた給付率は、100%

○ひとり親家庭等臨時応援給付金（市独自支援事業）

【事業概要】

市独自支援策として、児童扶養手当受給者や特別児童扶養手当受給者及び国の「子育て世帯への臨時特別給付金」の対象外となる高校生世帯などに対して、長引く学校休業等による各家庭の経済的な影響や不安を少しでも緩和すべく、国制度を補う応援給付金を支給する。

- ・児童扶養手当受給者等（対象1人当たり2万円）
- ・高校生等（対象1人当たり1万円）

【申請期間】

令和2年5月20日 ～ 令和2年9月30日

【進捗状況・実績等】

給付者数 2,494人、総給付額 32,180,000円（10月31日現在）

※公務員世帯を除いた給付率は、99.01%

○ひとり親世帯臨時特別給付金

【事業概要】

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活へ特に大きな影響がでているひとり親世帯の支援（国）として、児童扶養手当受給者などに対して、臨時特別給付金を支給する。

- ・児童扶養手当受給世帯等（1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円）
- ・収入が減少した児童扶養手当受給世帯等（1世帯5万円）

【申請期間】

令和2年8月3日 ～ 令和2年12月28日

【進捗状況・実績等】

給付実世帯数 360世帯、総給付額 31,440,000円（10月31日現在）

○感染症対応保育士等応援事業

【事業概要】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により緊急事態宣言が発令される等、相当程度心身に負担がかかる状況下において、市民の生活と社会を維持するため、職務に従事した市内の保育所等に勤務する者に対して、感謝の意と敬意を表することを目的として3万円分のギフトカードを支給する。

【事業対象者】

令和2年3月2日から6月30日までの期間で、認可保育所、学童保育所等において5日以上従事した保育士や指導員等

【申請期間】

令和2年12月中旬 ～ 令和3年3月1日

認可保育所等利用者負担額の見直しについて

1 利用者負担額の見直しの理由

認可保育所等の利用者負担額については、国が定める基準を限度として市町村が定めることとなっており、各市町村においては、地域の実情を踏まえた独自の施策として、国基準より更に利用者負担額の引き下げが行われている。

当市の利用者負担額は、国の基準額よりは低い水準にあり、これまでも利用者負担額の見直しは行われてきた経緯はあるものの、平成15年の改正以降、実質的な改正を行っておらず、近隣市町村と比較すると高い状況になっている。

このような状況の中で、令和元年10月からの消費税増税に合わせて3歳児以降の幼児教育・保育の無償化が開始されたが、課税世帯の0歳から2歳児の利用者負担額については制度の対象外となっている。このため、近隣市町村では、これを機に保育料の減額見直しを行っている状況にある。

当市においても、子育て支援施策の充実や子育て世帯の経済的負担の軽減を図るべく近隣市町村の状況を勘案し、3歳未満児の利用者負担額について見直しを行うものである。

2 見直し案の概要

見直し案については、別紙資料を参照

3 施行日

令和3年4月1日

【那珂市利用者負担額の見直し案及び他市町村の保育料に読み替えした場合】

基準日：令和2年7月1日

在籍児童数：標準時間 405人

短時間 41人

合計 446人

※多子世帯軽減後の保育料で算出

(単位：円)

	利用者負担額 収入／ひと月 あたり	1人あたりの 平均利用者負 担額	利用者負担額 収入／年額	現行(7/1時 点)との比較
現行(7/1時点)	10,496,970	23,536	125,963,640	
見直し案	9,907,700	22,215	118,892,400	△7,071,240
ひたちなか市	9,834,950	22,051	118,019,400	△7,944,240
水戸市	9,971,500	22,358	119,658,000	△6,305,640
常陸大宮市	8,663,150	19,424	103,957,800	△22,005,840
常陸太田市	3,675,850	8,242	44,110,200	△81,853,440
東海村	6,086,950	13,648	73,043,400	△52,920,240

認可保育所等利用者負担額の見直しについて

※市町村民税所得割課税額の下記の区分のいずれかに該当する世帯

※下段については、ひとり親世帯等の保育料

児童数:R2年7月1日時点

年収の 目安	国基準		那珂市 見直し前				那珂市 見直し後				見直し前と見直し後の差							
	階層 区分	世帯の定義	月額		階層 区分	世帯の定義	月額		階層 区分	世帯の定義	月額		月額					
			保育標準時間	保育短時間			保育標準時間	児童数			保育短時間	児童数	保育標準時間	児童数	保育標準時間	保育短時間		
			円	円			円	人	円	人	円	人	円	円				
～約260 万円	第1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	0	第1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	2	0	0	第1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	2	0	0		
	第2	市町村民税非課税世帯	0	0	第2	市町村民税非課税世帯	0	4 10	0	1 0	第2	市町村民税非課税世帯	0	4 10	0	1 0		
～約330 万円	第3	48,600円未満の世帯	19,500	19,300	第3	48,600円未満の世帯	17,250	26	17,050	5	第3	48,600円未満の世帯	10,000	26	9,800	5	7,250	7,250
			9,000	9,000			8,000	7	7,900	1			5,000	7	4,900	1	3,000	3,000
～約360 万円	第4-1	48,600円以上57,700円未満の世帯	30,000	29,600	第4-1	48,600円以上57,700円未満の世帯	26,550	10	26,150	4	第4-1	48,600円以上57,700円未満の世帯	18,000	10	17,600	4	8,550	8,550
			9,000	9,000			9,000	0	8,800	0			6,000	0	5,800	0	3,000	3,000
～約470 万円	第4-2	57,700円以上77,101円未満の世帯	30,000	29,600	第4-2	57,700円以上77,101円未満の世帯	26,550	35	26,150	4	第4-2	57,700円以上62,000円未満の世帯	18,000	8	17,600	1	8,550	8,550
			9,000	9,000			9,000	0	8,800	0			6,000	0	5,800	0	3,000	3,000
	第4-3	77,101円以上97,000円未満の世帯	30,000	29,600	第4-3	77,101円以上97,000円未満の世帯	26,550	33	26,150	4	第5-1	62,000円以上77,101円未満の世帯	26,000	27	25,600	3	550	550
			9,000	9,000			9,000	0	8,800	0			6,000	0	5,800	0	3,000	3,000
第5	97,000円以上169,000円未満の世帯	44,500	43,900	第5	97,000円以上169,000円未満の世帯	40,000	135	39,400	16	第5-2	77,101円以上97,000円未満の世帯	26,000	33	25,600	4	550	550	
						32,000	3	31,520	1			20,800	3	20,480	0	440	440	
～約640 万円	第6	169,000円以上301,000円未満の世帯	61,000	60,100	第6	169,000円以上301,000円未満の世帯	54,900	120	54,000	4	第6	97,000円以上169,000円未満の世帯	39,000	135	38,400	16	1,000	1,000
							43,920	1	43,200	0			31,200	3	30,720	1	800	800
～約930 万円	第7	301,000円以上397,000円未満の世帯	80,000	78,800	第7	301,000円以上397,000円未満の世帯	65,000	11	63,800	1	第7	169,000円以上301,000円未満の世帯	54,000	120	53,100	4	900	900
							43,920	1	43,200	0			43,200	1	42,480	0	720	720
～1130 万円	第8	397,000円以上の世帯	104,000	102,400	第8	397,000円以上の世帯	70,000	5	68,400	0	第8	301,000円以上397,000円未満の世帯	56,000	11	54,800	1	9,000	9,000
							52,000	0	51,040	0			0	0	0	0	0	0
1130 万円～	第8	397,000円以上の世帯	104,000	102,400	第8	397,000円以上の世帯	70,000	5	68,400	0	第9	397,000円以上の世帯	58,000	5	56,400	0	12,000	12,000
							56,000	0	54,720	0			0	0	0	0	0	0

405

41

405

41

第2期那珂市子ども・子育て支援事業計画 ～待機児童解消等アクションプラン（案）～

R2.12 保健福祉部こども課

【施策の対応・根拠となる計画（抜粋）】

◎第2次那珂市総合計画

…子育てと就労の両立支援、子育て支援体制の充実、子育ての経済的負担の軽減

◎第2期那珂市子ども・子育て支援事業計画

…子育て費用の負担の軽減、民間活用による保育所整備の推進、低年齢児の保育受入れ枠の拡大

◎第2期那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略

…保育料無償化外の0～2歳児の費用負担軽減、保育所等の受入れ環境の整備、0～2歳児の受入れ枠の拡大、保育士の確保と働きやすい環境の整備

◎那珂ビジョン

…民間資力の活用による待機児童対策の実施、包括的子育て支援施策の実施

【アクション・プランの目的】

当市における待機児童の解消に向け、短期に対応する施策と中・長期的に考える施策を実施し、R5年度の待機児童ゼロを目指す。併せて、子育て世帯への経済的負担の軽減を図り子育て支援環境を整え、市への移住・定住を更に促進する。

【各施策とタイムスケジュール】 ※子ども・子育て支援事業計画のアクションプランとして同時進行する

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	短期	中期		長期⇒待機児童ゼロ（目標）	
待機児童解消（ソフト）	◎保育士等人材バンク設置（R2.10.1設置）：潜在保育士の発掘と雇用機会の提供 ◎保育施設見学ツアー実施（R2.12.17実施）：保育士確保対策				
		◎産休代替保育士等派遣事業（施設補助） ※R5に効果検証し、R6以降の継続の有無を判断する			
待機児童解消（ハード）	◎保育施設等整備の必要性の検討 ※整備する施設の内容（新・増設、期間限定、公設民営、分園化など）についてR2年度中に調査検討し、方針を決定する。	◎保育施設等整備審査会	◎保育施設等整備事業	※R5保育施設開所⇒待機児童ゼロを目指す	
経済的負担軽減		◎利用者負担額の減額見直し			
その他		◎菅谷学童保育所プレハブの廃止	※利用者減に伴うもの		

市立小中学校、幼稚園の対応について

1 学校再開からの状況

6月 1日 (月)	学校再開
7月 20日 (月)	幼稚園第1学期終業式
8月 7日 (金)	小中学校第1学期終業式 ※8日(土)～23日(日) 夏季休業(16日間)
8月 24日 (月)	小中学校第2学期始業式
9月 1日 (火)	幼稚園第2学期始業式
10月 2日 (金)	通知票配布

2 学校行事の状況

○修学旅行

- ・中学生の修学旅行は中止とし、日帰りの代替行事を実施

○運動会・体育祭

- ・中学校 9月4日(金)に実施(一部順延)
- ・小学校 9月19日(土)～11月7日(土)に実施(一部順延)
- ・幼稚園 10月3日(土)に実施

○その他行事

- ・延期されていた遠足や社会科見学等は、感染症対策を行いながら実施
- ・県中学校総合体育大会の中止に代わる運動部の市内交流試合を開催
- ・中学校の文化祭は、合唱コンクールとして、平日の実施予定
- ・市音楽会及び小学校の陸上記録会は中止

3 学校における感染症拡大防止の取組

- (1) 感染者(疑いを含む)が出た場合、出欠の扱いや休校・学級閉鎖など学校での対応及び、児童・生徒がPCR検査を受ける際の流れなどを、保護者へ周知
- (2) 学校において感染者(疑いを含む)が発生した場合の対応について、マニュアルを作成
 - 情報共有や情報伝達(市長部局、議会、保護者等)、対策会議の開催、濃厚接触者の調査、臨時休業の判断等について整理
 - マニュアルは学校及び市新型コロナ感染症対策本部と共有し、迅速な対応に備える。
- (3) 感染症対策と熱中症対策の両立
 - 登下校時及び教育活動中において、ソーシャルディスタンスや飛沫感染に留意したうえで、マスクを外すよう指導する。
 - 児童の登下校時にヘルメットの代わりに帽子の着用を可とする。日傘の使用を可とする。

4 感染症による児童生徒の心のケア等

- 教育支援センターのカウンセラー、教育相談員による訪問相談
- 感染症に対する正しい理解と、差別・偏見防止の指導

5 教職員の負担軽減の取組

- 学校サポーターの配置（県事業）
 - ・校内の消毒作業や児童生徒の健康管理、授業準備の補助等の業務を支援するため、学校サポーターを各小中学校に1人配置（配置期間：11月～3月末）

6 感染症対策補助金を活用した支援、市の独自支援

- 保護者負担の軽減のため、無償により給食を提供（夏休み短縮により授業日となった期間）
- 中学校の修学旅行中止に伴う経済的支援
 - ・中止により発生したキャンセル料について、保護者負担軽減のため市が負担
- 要保護・準要保護世帯への経済的支援
 - ・感染症対策用品等購入にかかる経費として、特別支援金を給付（3学期に支給予定）